

令和4年第2回野洲市議会定例会提出案件

1 繰越計算書の報告 3件

□報告第1号 令和3年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として「住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業」他12件の事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製したので報告する。

□報告第2号 令和3年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

妓王井川改修工事に伴う配水管移設工事（第二期工事）について繰越しを行ったので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書にて報告する。

□報告第3号 令和3年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について

妓王井川改修に伴う下水道移設工事（仮設）他1件の工事について繰越しを行ったので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書にて報告する。

2 専決処分 6件

□議第41号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第14号))

①予算額(3/31専決)

- ・補正前予算額 26,096,231千円
- ・補正額 107,136千円
- ・補正後予算額 26,203,367千円

②補正の概要

【歳入】

- ・譲与税及び交付金の額の確定による精査(92,976千円)
- ・特別交付税の額の確定による減額(△7,211千円)
- ・個人番号カード等関連事務の事業費確定に伴う国庫支出金の減額(△19,542千円)
- ・地方創生臨時交付金活用事業の事業費確定に伴う国庫支出金の増額(7,235千円)
- ・ふるさと納税に係るまちづくり寄附金の増額(18,914千円)
- ・財政調整基金の取り崩しの取りやめ(△100,000千円)
- ・守山野洲行政事務組合精算金の計上(8,593千円)

【歳出】

- ・公共施設等整備基金への積立て(107,749千円)
- ・まちづくり基金への積立て(18,914千円)

- ・個人番号カード等関連事務の事業費確定に伴う減額（△19,527千円）
- ・地方創生臨時交付金活用事業の事業費確定に伴う財源更正

□議第 42 号 専決処分につき承認を求めることについて

（野洲市税条例及び野洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例及び野洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要（3／31 専決）

○【第 1 条】野洲市税条例の一部改正

- ・第 34 条の 7 第 1 項第 5 号 寄附金税額控除の経過措置の終了に関する改正
- ・第 36 条の 3 の 2 第 4 項 用語改正に伴う規定の整備に関する改正
- ・第 48 条第 9 項及び第 15 項 法改正による法の項ずれに伴う規定の整備に関する改正
- ・第 73 条の 2 第 1 項 固定資産課税台帳の閲覧に関する改正
- ・第 73 条の 3 第 1 項 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付に関する改正
- ・附則第 10 条の 2 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の新設、法改正による法の項ずれに伴う規定の整備に関する改正
- ・附則第 10 条の 3 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する改正
- ・附則第 12 条第 1 項 宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する改正

○【第 2 条】野洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正

- ・地方税法の改正（うちDV関係）に伴う手数料条例に定める税関係手数料の項目の表記の追加を手数料条例の一部改正条例に追加及びこれに伴う一部改正条例の改正規定の整理

②施行日 令和 4 年 4 月 1 日（ただし、第 2 条の改正規定中「300 円」を「350 円」に改める規定の施行日は、令和 4 年 10 月 1 日）

□議第 43 号 専決処分につき承認を求めることについて

（野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要（3／31 専決）

- ・附則第2項、第3項及び第4項 法改正による法の項ずれに伴う規定の整備に関する改正
- ・法規定の新設に伴い法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合に関する規定を附則第5項に新設
- ・附則第6項 附則第5項の新設による条例の項ずれ及び商業地等に係る令和4年度分の都市計画税の課税標準額の上昇幅に関する改正
- ・附則第7項から第17項まで 附則第5項の新設による条例の項ずれに伴う規定の整備に関する改正

②施行日 令和4年4月1日

□議第44号 専決処分につき承認を求めることについて

（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方税法施行令等の一部が改正されたこと、及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険税について、令和2年度及び令和3年度課税分に引き続き、令和4年度課税分を減免するため、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

①概要（3／31 専決）

- ・第2条第2項、第3項及び第23条第1項 基礎課税額の課税限度額を630,000円から650,000円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を190,000円から200,000円に変更する改正
- ・附則第23項 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の特例に関し、令和4年度課税に係る保険税を対象とすることを規定

②施行日 令和4年4月1日

□議第45号 専決処分につき承認を求めることについて

（令和4年度野洲市一般会計補正予算（第1号））

①予算額（4／11 専決）

- | | |
|---------|--------------|
| ・補正前予算額 | 24,430,000千円 |
| ・補正額 | 1,223千円 |
| ・補正後予算額 | 24,431,223千円 |

②補正の概要

【歳入】

- ・繰越金の増額（1,223千円）

【歳出】

- ・野洲市ハラスメント対策委員会設置に係る委員報酬等（1,223千円）の計上

□議第 46 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例)

特別職の職員によるハラスメント事案への適正な対応等に関し、公平性、客観性及び実効性の確保を図るとともに、ハラスメント事案に係る相談制度や発生防止に向けた取組を進めることを目的として、ハラスメント事案に係る事項等の調査及び審議等を行う野洲市ハラスメント対策委員会を新たに設置するため、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

①概要 (4/11 専決)

(1) 設置する附属機関の名称 野洲市ハラスメント対策委員会

(2) 所掌事務 ハラスメント事案に係る事項等の調査審議等に関する事務

- ・特別職の職員によるハラスメント事案に関すること。
- ・ハラスメント事案の発生防止に向けた取組に関すること。
- ・その他委員会の委員長が必要と認める事項

(3) 委員定数 5人以内

(4) 委員構成 弁護士、学識経験を有する者

(5) 委員任期 3年

(6) 委員報酬 30分につき 5,500円

(本改正条例付則第2項における野洲市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により規定)

②施行日 公布の日 (令和4年4月11日)

3 補正予算 2件

□議第 47 号 令和4年度野洲市一般会計補正予算 (第2号)

①予算額

・補正前予算額 24,431,223千円

・補正額 114,623千円

・補正後予算額 24,545,846千円

②補正の概要

【歳入】

・低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る国庫支出金の計上 (29,950千円)

・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る国庫支出金の計上 (33,737千円)

・中主小学校旧館棟改築工事に係る小学校施設整備事業債の増額 (38,200千円)

【歳出】

- ・低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（28,300 千円）及び事務費（1,650 千円）の計上
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（29,950 千円）及び事務費（3,787 千円）の計上
- ・中主小学校旧館棟改築工事に伴う土壌汚染対策工事費等の増額（50,936 千円）

□議第 48 号 令和 4 年度野洲市一般会計補正予算（第 3 号）

①予算額

- ・補正前予算額 24,545,846 千円
- ・補正額 146,418 千円
- ・補正後予算額 24,692,264 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上（123,224 千円）

【歳出】

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費の計上（88,468 千円）
- ・市営住宅整備基金への積立金の計上（51,120 千円）
- ・平家フォーラム事業費の計上（939 千円）
- ・準用河川友川支線分水ゲート改修事業費の計上（5,381 千円）

4 条例制定・改廃 2 件

□議第 49 号 野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例において同法施行令に準じて定める選挙運動の公費負担の額について、所要の改正を行う。

- ・選挙運動用自動車の使用の公営
自動車借入れ 15,800 円 ⇒ 16,100 円
燃料費 7,560 円 ⇒ 7,700 円
- ・選挙運動用ビラの作成の公営
1 枚当たり 7 円 51 銭 ⇒ 7 円 73 銭
- ・選挙用ポスター作成の公営
1 枚当たり 525 円 6 銭 ⇒ 541 円 31 銭
企画費 310,500 円 ⇒ 316,250 円
施行日 公布の日

□議第 50 号 野洲市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行う。

○【第1条】野洲市税条例の一部改正

- ・第18条の4 納税証明書の交付手数料に関する改正
- ・第33条第4項及び第6項 所得割の課税標準に関する改正
- ・第34条の9第1項及び第2項 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する改正
- ・第36条の2第1項及び第2項 市民税の申告に関する改正、省令改正による省令の項ずれに伴う規定の整備に関する改正
- ・第36条の3の2第1項 個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する改正
- ・第36条の3の3第1項 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する改正
- ・第53条の7 省令改正による省令の項ずれに伴う規定の整備に関する改正
- ・第73条の2 固定資産課税台帳の閲覧の手数料に関する改正
- ・第73条の3 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料に関する改正
- ・附則第7条の3の2第1項 住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに関する改正
- ・附則第16条の3第2項 上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例に関する改正
- ・附則第17条の2第3項 法改正による法の引用条項の削除に伴う規定の整備に関する改正
- ・附則第20条の2第4項 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例に関する改正
- ・附則第20条の3第4項及び第6項 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例に関する改正
- ・附則第25条第1項及び第2項 住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに関する改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定を削る改正

○【第2条】野洲市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

- ・令和3年改正条例第1条のうち第36条の3の3の改正規定 法改正による扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備に関する改正
- ・令和3年改正条例附則第2条第2項 法改正による市民税に関する経過措置の改正に伴う規定の整備に関する改正

○【第3条】野洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正

- ・地方税法の改正（うちDV関係）に伴う手数料条例に定める税関係手数料の項目の表記の追加を手数料条例の一部改正条例に追加
 - 【第4条】野洲市税条例及び野洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正
 - ・地方税法の改正（うちDV関係）に伴う手数料条例に定める税関係手数料の項目の表記の追加を税条例及び手数料条例の一部改正条例に追加
- 施行日 令和5年1月1日（ただし、第1条中野洲市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（野洲市税条例等の一部を改正する条例附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定の施行日は令和6年1月1日、第1条中野洲市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定及び同条例第73条の3第1項の改正規定並びに第3条及び第4条の規定並びに次条及び附則第4条の規定の施行日は令和6年4月1日）

5 その他 2件

□議第51号 工事請負契約の変更について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）

令和3年第5回市議会定例会で議決を得た、中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事の契約金額を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

【変更内容】

- ・土工事 5,419万8千円
→土壌汚染(ヒ素)対策工事に係る残土処分・搬出の追加
- ・木工事・塗装工事 ▲350万6千円
→仕様の見直しによる変更
- ・仮設渡り廊下工事 ▲117万6千円
→仮設渡り廊下4の設置取りやめ
- ・外構工事 142万円
→工事車両の搬入経路確保のための整備、既設ゴミ置き場の解体・新設

記

①工事請負契約変更金額

変更前工事請負契約金額	659,714,000円	(令和3年12月議決)
変更増額分	50,935,500円	
変更後工事請負契約金額	710,649,500円	

②契約の相手方 滋賀県大津市におの浜一丁目1番24号

□議第 52 号 財産の減額貸付について

財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

①貸付をする財産

建 物

所在地	野洲市吉地 1127 番地
建 物	旧「中主ふれあいセンター」
建 築 年	平成 7 年 5 月 11 日
構 造	鉄筋コンクリート造 平家建
建築面積	1,884.20 m ²
貸付面積	464.22 m ²

土 地

所在地	野洲市吉地 1127 番地の一部 野洲市吉地 1128 番地の一部 野洲市吉地 1129 番地 2 の一部
貸付面積	1,036.22 m ² (建物部分 464.22 m ² 含む)

②貸付の相手方

滋賀県野洲市吉地 419 番地
株式会社 きずな
代表取締役 谷口 石泉

③貸付率

1.4%

(野洲市普通財産の貸付料に関する要綱の規定に基づき
社会福祉法人等の公共的団体に適用される率に準ずる。)

④貸付期間 令和 4 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日まで (更新あり)

⑤減額貸付の理由等

- (1) 今回の財産の貸付は、高齢者が住み慣れた地域で長く暮らし続けるために、野洲市第 8 期介護保険事業計画 (令和 3 ~ 5 年度) において「小規模多機能型居宅介護」の開設を計画し、公募したが、応募がなく、事業の公益性を鑑み、その開設を実現するため、「旧中主ふれあいセンター」の一部貸出を条件に加え、再公募をした結果、「株式会社 きずな」から応募があり、介護保険運営協議会における審議により、同社が「選定事業者」と決定されたため、同社に対し貸付を行うものである。
- (2) 「株式会社 きずな」は公共的団体等には該当しないため、野洲市普通財産の貸付料に関する要綱第 2 条の規定により貸付率は 5% となるが、同社は社会福祉法人等の公共的団体等と同様に公益性の高い介護サービスを提供する

事業者であることから、同社への財産の貸付については、社会福祉法人等の公共的団体等への財産の貸付に適用する貸付率と同じ貸付率を適用する。

6 人事案件 1件

□議第 53 号 野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を野洲市固定資産評価員に選任したいから、地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
いまい よしはる 今井 義晴		